## 清水唯一朗君学位請求論文審查報告

る政党・内閣・官僚関係」は、わが国における政党・内清水唯一朗君が提出した学位請求論文「近代日本におけ

ら昭和初期に至るまでの長い時間的視野の下、統治構造の閣・官僚の関係を歴史的文脈の中から説き起こし、明治か

参考論文二編により構成されている。 本論文は以下に示すように、本編六章とそれを補強する

成と変遷の過程を体系的に描き出すことを目指している。

形

序論―政党・内閣・官僚関係研究の意義

第一節 情実任用から試験任用・試用制度

第三節 文宮壬月冷り制定 第二節 試補制度の運用と破綻

第三節 文官任用令の制定

結語

第二章 政党内閣の萌芽―官職と利権の争奪

序

第二節 畏反内閣における戦害第一節 隈板内閣の成立と官僚

第三節 隈板内閣における猟官の波及と利権第二節 隈板内閣における猟官の構図

結語

第三章 政党内閣像の模索―政党・内閣・官僚関係の構築

序

第二節 文官任用令の改正と政党・内閣・官僚関係の変容第一節 隈板内閣における自由・進歩両派の政党内閣像

第三節 総務長官・官房長制の創設と挫折

第 序 四 章

結語

第一節 大正政変と文官任用令改正

政党内閣への道程―大正政変と政友会スタイル

第二節 政府・枢密院の対立

第三節 文官任用令の改正とその運用

序

結語

第五章 政党内閣の現実化―官僚の政党参加と政党改良進展

第二節 原女窓銭用ニョナら女えぎり女皇第一節 大正政変前後における政党と官僚

三節 原敬総裁期における政友会の改良

結語 原敬内閣における政党と官僚―擬似政党内閣誕生第三節 原敬内閣における政党と官僚―擬似政党内閣誕生

政党内閣期の到来―政党・内閣・官僚関係の確立

第六章

序

第 一節 官僚の政党参加 の進展 ―第二次護憲運動と総選挙

第二節 政党・内閣・官僚関係の制度設計

第三節

政党・内閣・官僚関係の制度設計

結語 政党・内閣・官僚関係の

参考論文一 結論―政党内閣時代に至る制度設計と意識変化 隈板内閣下の総選挙―候補者調整を中心に

第一節 党中央における選挙準備

第二節

地方における候補者選定

第三節 データによる分析

第四節 本選挙が政局に与えた影響

第一

貴族院の反清浦運

第三節

公刊史料 未公刊史料

参考論文二

結語

清浦内閣の一考察―貴族院の政治対立

節 清浦 「貴族院」 内閣 の成立

清浦内閣の総辞職と田中義一擁立運動

史料・参考文献 覧

結語

同時代文献・伝記

新聞・ 既存研究 雑誌

権獲得競争に焦点が当てられたために、 て、従来の近代日本の統治構造理解が、 以下、 各章の要旨と評価を行っていく。 政党と官僚の対立 藩閥と政党間の政 まず序論にお

認しつつも、 既存研究の弱点を補うべく、両者間の対立抗争の側面を確 は必ずしも解明されてはこなかった。本論文は、そうした 治の特色としてしばしば指摘されてきたものの、その実態 競争過程として描かれる傾向にあったことを指摘する。 性に着目し、時代が下るとともに両者が相関して発展した、 の一方で、 政党と官僚の関係が緊密であることは、 他方、 その緊密性、 とりわけ人的近接 日本政 · 流動

その実際の検証を目指している。 清水君は、 両者の関係解明のためには、 官僚制の歴史と

政党の歴史を複眼的に検討することの重要性と、 れを立憲政治の変容という枠組みのなかで捉え直す必要を そして、その解明のために第一に官僚養成・任 さらにこ

指摘する。

第三に政党内閣時代に至る統治構造の設計、 用制度、 第二に政党の発達に伴う官僚・政党双方の意識 の以上三点に

着目し分析を進めている。

冗官が問題とされたが、

清水君は、

その問題とされた実態

その人数だけでなくそのために割かれた予算規模の推

程を、 治政府成立初期の官僚に関しては、 して出発したわが国における官僚養成・任用制度の導入過 第一 章ではまず、 統治構造設計者の意図を中心に解明する。 本論文全体の序説として、 情実任用とそれに伴う 近代国家と また、 明

する専門官僚養成機構が整備されていく過程を、 用 清水君は、 導入され、 者と位置づけられる伊藤を中心に、 移の の実態を考察するとともに、 官僚任用制 「両面から裏付けている。その後、 情実任用排除の素地が形成されることになるが かかる制度整備に内包される意図とその初期運 度の整備、 すなわち試用制度、 帝国大学法科大学を中心と 上記の問題を解決すべ 明治立憲国家の設計 資格任用 より詳細 が

僚の認識の存在を裏付けている。

係を強調する研究では看過されてきた、

政党を是認する官

とともに、 的に示していることは特筆すべきである。 藩閥勢力とは異なる行動原理を有していたことに注目し、 とは異なる専門官僚の集団を学士官僚と位置づけ、 じられてこなかっ :験任用によるかかる専門官僚の官界へ とりわけ、こうした整備によって輩出される、 その後の変容を理解するための有益な視座を提 たわが国官僚制度の 淵 の供給実態を数量 これまで明確に 源を解き明 藩閥官僚 彼らが かかす

ŀ

に

かつ体系的に検証している。

示している意義は大である。

与えたかを明らかにしている。 政党内閣である第一次大隈重信内閣 するものがあったことを示し、 て論じ、 成立に対する官僚の反応を、藩閥官僚、 の成立が、 第二、三章は、 後者の中には政党内閣を憲政済美の姿として認識 政党・内閣・官僚関係にいかなる影響と変化を 明治三十一 (一八九八) 従来の藩閥・ まず第二章では隈板内閣 (いわゆる隈板 学士官僚に峻別し 年 の我 政党の対立関

のとして評価したい。そして、 しながら検証している。 にすることにより、 れを生じさせる制度的構造の詳細と、 にまで及ぶ広汎なものであったことを具体的な事例に言及 他方、 で論した選挙による候補者調整の問題などが、 獲得をめぐる与党内における内訌 同内閣下の政党人による猟官運動については、 それが中 従前の研究の実証をより深めるも 央官界の この猟官運動の拡大とポ 0) 進展、 猟官の実態を明ら みならず地方奏任 及び参考論文 同内閣 そ 官 か

第三章は、 隈板内閣が政党政治下における統治構造の設計、 右に指摘した猟官運動に対する批判 が 高 すな まる

壊を促進したのである

中

が

国

初

O)

内閣

原

内

.相を中心とする与党政友会が進めた文官任用令改正.

右

のように第

同内閣 うことで検証してい わ ち、 政党・内閣・官僚関 に設置され た臨 る 鹋 政 務調査委員会の議事を丹念に追 .係の構築を模索していたことを、

そして、官僚出身の実務経験者を多く抱える旧進歩党が

続く 差異は、 Ų ていく分岐点と位置づけ理解することが可能で、 権に参画してい 互依存関係を志向していたことを示している。この両派 行政は官僚機構に委ねることによる行政と立法の協調 る旧自由党は、 有していたのに対し、 行政への積極的な介入を志向し内閣主導の統治機構構想を えし藩閥との提携関係を進 る ・桂園体制の特徴を分析する際の有益な視座を提示して 爾後、 <u>く</u> \_ 協 党勢拡張などの実利を重視し、 調志向 方 自由民権運動以来の 旧 0) 進步党 Ø 旧自由党が立憲政友会へと衣替 1,5 か政権 わゆる桂園体制の下で政 から長く途絶され 運動家が多く残 むしろ中央 その後に 相 0

0 第四章ではこの劇的な変動を捉えるため、 つ 結 制度面においても意識面においても劇的な変化を見せる。 た第一次護憲運動によって破れると、 果成立した第一 園体制 期における安定が大正二(一九一三) 次山· 本 権兵衛内閣 の下で山 政党と官僚の関係 第一次護憲運動 本首相と、 年に起こ

すなわち自由任用拡大の動きを論じてい

閣は、 験から、 官僚の政党への接近を促がすために働かせたことを明ら 実態を丹念に追 成功したが、 を味方につけるため、 の動きが明らかにされているが、 用拡大を拒む枢密院側の動きと、 にしている。 むしろ人事権の掌握により獲得された隠然たる影響力を ることを指摘していることは大変興味深 の意図的リークが、 を議事録 とりわけ 枢密院の抵抗に会いながらも自由 政権を崩壊させるほどの影響力を持ち始め から丹念に追うことで、 藩閥勢力が中心となる枢密院審査委員会の審議 清水君は、 63 政友会が露骨な政党人の 政府・政友会側より行 本来極秘にすべき審議内容 拡大された自由 そこに憲政擁護運 これに対抗する政友会側 天皇の威光を盾に自 61 任 任: 用 用ポストの運 われた形跡 逐用 また、 (T) を自制し 部拡大に 0 た世 Щ 動 新 本内 が 聞 O) 由 か あ 論 任 経

はないが、 作業は多大な時間と労力を必要とし必ずしも容易なことで ていることを高く評価したい とである。 こうした考察は本論文を通じ随所に見られるこ 清水君が、 そうした労を厭 わず検証作業を行っ

制度改正に止まらず、

改正後の運用の実態をも検証

する

次山本内閣によって実現した制度的 139

にな変

なる。

第五章では政友会と桂新党に参加した学士官僚の

か

か

る

る。

従来、

漠然と論じられてきた官僚の政党化を、

「官僚

化は、 体的 権交代の中で政友会系、 のものとなったことを認識し、 たちは、 に進展させることとなる。 桂園体制期に深化した政友会と官僚の関係をより具 第一次護憲運動によって政党政治への潮流が自明 桂系に党派化されていた高級官僚 すでに同体制下、 政党に参加していくことと

相次ぐ政 が人的にも緊密性を高めていく状況を具体的に裏付けて る官僚の政党参加が顕著な進展を見せ、 同内閣を右の政友会スタイルの表徴と捉え、 モデルを模索し始めたことが明らかにされてい 大正七 (一九一八) 年に原 内閣 が成立したが、 政党と官僚の関係 政友会に対 . る 清

らず、 事務方の頂点に対する人事権を掌握しながらも、 関係を分析していくが、 意識変化を比較論述しながら、 政友会が大臣のみならず次官を自由任用とすることで 政党側 が 描 いた統治設計にも及ぶ。 清水君の考察対象は官僚側に留 緊密となった政党と官僚 まず、 実際の人 清水君は ま 0

原

内閣においては官僚出身者と党人の明確な役割分担がなさ 彼等の意識、 められ、 た分析視角に立ち、 な分析が加えられていることは刮目に値する。 加傾向を実数で示した上で、政界に転進する官僚の地位 の党派化」と「官僚の政党参加」 他方、 政党参加後の党内での地位や役割にまで詳 党組織は党人中心であることを指摘し、 原内閣の閣僚の大半が官僚出身者で占 の段階に区分し、 更にそうし その増 冒

政務と事務の区 会スタイルと清水君 と事務を混交した政権運営を企図する同党の志向を、 こうした人事を通じ、 別を明 務官を設置することで官僚組織を政党から は呼 確にし、 政策立案能力を高めながら、 称する。 両者の緩衝材・ 他方、 桂新党• 調整役とし 憲政会は 政友 政 務

ることに注目する。

政界に転進した有能な官僚出身の政党人をこれに充ててい

事ではここに生粋の政党人を配するのではなく、

官僚から

れていることを喝破している。

る極め 態として位置づけたことは、 政党内閣」 政党に誘導した官僚出身者を大臣・次官に配した を、 わ 政党という政治基盤の上に立脚しながらも、 が 国初の本格的政党内閣として論じられてきた原 て刺激的 と形容し、 な見解 の提 これを政党内閣期に至る過渡的 示 とい 従前の評価に大きな修正を迫 えよう。 実際には 擬似 外閣 な形 的

このように清水君の分析結果に従えば、 政党内閣期 の

保護し、 て政治

両者の協調関係を基礎に政権運営を目指す憲政会

任用

の政

水君

す は

過 二九二四 よ自明のものとなっていく。 渡的形態といえる原内閣の治世を経て、 年 清浦奎吾・貴族院内閣成立に際して起こ その象徴的事件が大正十三 政党政治は LJ. ょ

> 政 に、

された第二次護憲運動である。 清水君は、 参考論文二にお

ではこの運動の最中に実施された第十五回総選挙に着目し、 いて同運動とその政治的影響を丹念に論じた上で、 第六章

として分裂したことから両党ともに候補者不足が生じたこ この選挙が、その後の政治に与えた影響を分析している。 該総選挙に際しては、 選挙前に政友会の半分が政友本党

に抑制的であった憲政会が、 加えて従来は政務事務区別の観点から官僚の政党参加 政権獲得に本格的に乗り出し

を裏付け、 該総選挙に百五十名に及ぶ官僚出身候補が擁立されたこと たことは、 官僚の政界転出への追い風になった。 官僚の政党入りがより普遍化し、 政党と官僚の 清水君は、

こでは、 距離がより緊密となっていく過程を明らかにしている。 官界から政界に転進する候補者の党派別の数に止 そ

政会を中心に成立した護憲三派内閣が、 た政党側の統治構造設計に関しては、 憲政会モデルを軸 選挙の結果、 憲

していく意識変化の実態も丹念に追い分析が加えられてい

まらず、

その経歴や、

官僚が政党政治を自明のものと受容

結果、 僚改革を企図しながらも、 指摘している。 僚の身分保障についても実現されなかった。こうした折衷 崩すことができず、 なわち、 を排することはできなかったことを明らかにしている。 されるような弊害の生じる一因がここに胚胎されたことを によって当初の統治設計の目的は判然としないものとなり 一務官設置による政務・事務の区別の明確化 政党と官僚の緩衝材・媒体としての内閣機能の強化や 昭和の政党内閣期、 同内閣は政友会か主導する自 折衷案という妥協を受け容れ、 連立政権ゆえに、 政党の恣意的な官僚人事に代表 田任用 政友会の主張 維持を完全に を志向 更に官 した官

全体に亘る総括的評価を行いたい。 以上、各章の要旨と評価を行って来たが、 最後に本論文

から、 維持ではなく、 う集団を抽出し、その政治行動の特性を分析した点である。 西洋法体系の新知識を獲得した学士官僚たちが藩閥勢力の 第一に、 帝国大学法科大学出身者を中心とする学士官僚とい 従来、 議会政治を重視し、 藩閥と同 一視されがちであった官僚 政党内閣 の現出 の

では看過されてきた、 解明に成功している。 明治後半以後、 藩閥対政党という既存の研究の枠組 長きにわたりわ が

充実を命題として捉え、これに協力、

参加していった実態

と存在を明らかにした意義は大きい。 政治エリ ĺ 同時代の統治構造を、 ŀ の中核を担うことになる彼等のかかる意識 政官関係、 すなわ お政党

関関係も時代や政権により種々、 与党との関係 明治憲法では議院内閣制が規定されておらず、 と官僚の二軸ではなく、 |軸の相関関係から分析している点である。 は 様ではなく、これに連動して、三者の相 敢えてこれに内閣という軸を加 複雑な様相を呈し、 周知 内閣と政 元の通り、 統治 権 え

制下の自民党政権時代、 鮮明に描き出すことに成功している。 だけでは把握困 を中心にその相互関連を分析したことにより、 n る距離を置くかという問題は、 例えば、 政党と官僚の二軸だけでなく、 内閣と官僚との間 内閣が、 難であった同時代の統治構造の特徴をより 政党といかなる提携を行うか、 においても同様に生じる問題であっ 内閣と政権与党の関係は 政党内閣時代を迎えるにつ これに内閣を加え三軸 因みに、 政官の二軸 五十五年体 一体とし Ų かな

> 係を分析する方法とその結果は、 や政治過程を分析する際にも貴重な示唆を提供することが 現下の ゎ が国の統治構

できよう。

体に通底させていることである。 係に置くべきと考えていたか、 家の企画者である伊藤博文とその幕僚にのみ焦点が当てら する研究、 かなる「制度設計」を描いていたかという視点を論文全 第三は、 各時代、 とりわけ統治構造の設計図に関 各当事者が、 清水君の言葉を用い 右 従来の明治憲法体制に関 ラ 三 |軸をどのような関 しては 明治 n れば、

11

れる傾向があった。

構造の分析を困難にしている。

く、 る。 きな変容をなし、 ている。 各々特徴を有する政党側が描いた制度設計の提示が 設計のたゆまぬ修正が繰り返される中、 における、 る。 しかし、 政党側においても模索されていたことを明らかにして そして、 ここでは、 各当事者による対処療法的、 本論文から明らかなように、 かかる制度設計は、 政党政治時代へと向かっていっ 政友会スタイル、 藩閥や官僚勢力だけでな 憲政会モデル 明治憲法体制は大 部 それ以後、 分利益的 という、 たのであ 行 各時代 な制 わ れ

術とい れまで政 た事象のみ 党側 0) 政 権構想 から論じられてきたが、 は藩閥や元老との 両党各々が 交渉や選

た中、

清水君

が提示した三つの軸を中心に、

三者の相互関

戦

関係では分

析

が

困難な政治状況が現出しつつある。

こうし

内閣と与党との間により大きな摩擦が生まれ、

て捉えることが可能であったが、

内閣主導

が謳われる今日、

Ų

従前の政官

は新鮮である。 く制度設計が抽出され、 政党の各当事者がどれほど明確に、 その差異が指摘されてい か ること つ意

識的にその設計図を描いていたかについてはより慎重な検

分析枠組みを提供したことの意義は極めて大である。 証が必要であるが、 以上が、本論文の分析視角とそれに基づいた分析結果に 近代日本全般に及ぶ長期的な視野での

摘しておかねばなるまい。 能にした本論文を裏付ける膨大な一次資料についても、 指 対する総括評価であるが、これに加えて、

如上の分析を可

末尾に付された五十頁に及ぶ史料一覧から明らかなよう

けた複数の未公開個人文書に立脚している。 個人文書、 公文書館、 な資料収集と分析があって初めて、 ターをはじめとする全国の所蔵機関から収集された公文書! 国立国会図書館憲政資料室、 さらは著者自身が遺族に問い合わせて提供を受 宮内庁書陵部、 東京大学近代日本法政史料セン 同議会官庁資料室、 従来の研究が到達しえ こうした綿密 近

数量デー た、 従来、 夕や数多くの図表 叙述に流れがちであった政治史研究におい ・事例データによる裏づけ

望する。

が常に示されていることは貴重かつ有益である。

本論文の

能となったといえよう。

なかった政党・官僚双方の意識変化の実際に迫ることが可

各章がいずれも個別論文として各種の学会査読誌に掲載さ そうした評価が広く共有されていること

を示してい れてきたことは、

僚関係の展開を通じ体系的に捉えることに成功してい こうして近代日本の統治構造の特徴を、 政党

内閣

. る本 官

体制期の統治構造を清水君の分析視角から考察するとい 文官任用令の改正等、三者の関係に大きな変動を及ほす事 なる知見が得られるのであろうか。 論文であるが、 若干の問題がないわけではない。 同体制下においては、 まず桂園

であろうが、 象が生じなかったため、 興味が残される点である。 本論文の考察対象からはずしたの

結んでいる。 明内閣における統治構造設計をもって「確立」とし、 内閣をも軸に据え、 また、本論文は政党内閣期の出発点である第一次加 既述のように本論文は政党と官僚だけてなく その総合調整機能に注目しているので

政党内閣期における運用過程にも筆が及んでいくことを切 状況分析により有益な視座の提示を行うためにも、 その観点からしても、

さらには、

先に指摘した今日の政治

は もっとも、 今後に向けて本論文の延長線上に見えてくる研究上の これらはいずれも本論文の問題点というより

(法学) 以

(慶應義塾大学) の学位授与にふさわしい業績であ

(上の点を総合的に判断し、

審査員一

同

本論文は博

主

的価値 課題とい はいささかも損なわれるものではない うべきものであり、

本論文から生み出された学術

ると判定する。

平成十七年十二月二日

法学研究科委員法学博士慶應義塾大学法学部教授

玉井

清

主査

御厨

笠原 英彦

貴

副査

術東

研京 究大 セ学 ・ 大 タ端

1科 教学

授技

副

査

法学研究科委員法学博

士授